

第七回 参議院農林委員會會議錄第二十六号

昭和二十五年四月十七日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○肥料取締法案(内閣提出衆議院送付)

午後二時九分開会

○委員長(楠見義男君) それでは只今から委員會を開きます。

本日は肥料取締法案を議題に供します。最初に農林大臣から提案理由の説明を伺います。

○國務大臣(森幸太郎君) 只今御審議願います肥料取締法案の提案理由を御説明申し上げます。

現行肥料取締法は、明治三十二年に制定せられ、同四十一年に全面改正が行なわれて今日に至つての極めて古い法律であります。従いまして、時勢の推移に照らし同法には新憲法下の情勢に副わない点が可なり見受けられ、解釈運用でその欠陥を補つていようという現状でありますので、この際その全面改正を行なうと共に、肥料取締の重要な一つの法規である間接肥料販売制限規則が臨時物資需給調整法に基く不安定なものであるのを、これを同法に統一して新しい法律を制定し、以て肥料取締を新憲法下の諸情勢に副うように改めつつ、その簡素強化を図りたいと思ふのであります。

このことをもう少し敷衍して申し上げますと、

第一に、現行肥料取締法ではいわゆる直接肥料については製造、輸入、販売の各営業とも知事の免許制で、又間接肥料については農林大臣の許可制を

とつておりますが、これら免許許可権者である農林大臣や知事の自由裁量の余地が相当大きくありますので、これを改め、肥料の公定規格を設定して生産業及び輸入業については農林大臣又は都道府県知事への登録制とし、公定規格の定められていない新肥料については仮登録制を設けました。又販売業については単に都道府県知事への届出制としました。

第二に、現行肥料取締法規には條文化されていない事項の中、業者の虚偽の宣伝等を禁止すること、業者に肥料の施用上の注意等を表示せしめること、農林大臣や知事は收去せしめた肥料の分析検査の結果を公表すべきことの外、前述しました肥料の登録や仮登録をしたとき又はその取消をしたときには、農林大臣や知事はその登録番号、仮登録番号、肥料の名称、保証成分量、業者の住所氏名等を公表すべきことを規定して農民の保護に遺憾なきを期しました。

第三に、現行肥料取締法の罰則は余りにも軽く、ひとり体刑の規定がないのみならず罰金刑も僅か最高二千元と規定しているに過ぎないので、これを強化する必要がある、体刑、罰金刑の併科もできるようにいたしますとともに罰則規定を設けました。

以上がこの法律案を提出しました理由の大要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同あらんことを切望いたします。

尚、この際一言お断わりして置きます

すが、いつかの農林委員会におきまして、食糧対策問題について自由党の諸委員に対して、彼らは素人であるといふことを申しましたことが非常にお氣に障つてゐるようでありまして、その誤まりを訂正したいと思ひます。

○委員長(楠見義男君) 肥料取締法案についての正誤表がお手許に行つておりますから……

それからもう一つ、肥料取締法案に對する修正案というのをお配りしてあります。これは先程も申し上げましたやうなふに、他の法律案につきまして、一々農林省の設置法の改正をやつてゐるのであります。肥料につきましても、この法律に關連して附則で修正するようになり、この修正案は衆議院で修正をいたしました、修正したものがこちらの方へ原案として本付託される、こういう手配になつておりますから、御参考までに申上げて置きます。

これから質疑に入りたいと思ひますが、尙この機会にもう一度申上げて置きますが、明日は植物防疫法案と、それから動植物検疫所の出張所設置に關し承認を求めた件が出ておりますが、これと、それから農林物資規格法案、この三つを大體御採決頂く予定にしてあります。それから農業協同組合法の一部を改正する法律案の方は明後日にお願ひする予定であります。それから本日は肥料の方が一応一段落付きまして、地方税法案に關する修正意見に

ついてこの委員會としての意向を取纏めたいと思ひますから、これを最後に御相談頂くことに予定しておりますから、申上げて置きます。

○岡村文四郎君 肥料取締法案についてのことではないのでありますが、御承知のように、先般から炭カルと石灰の融資の不公平な取扱というので、大分陳情運動をやつておつたのでありますが、農林省の方でいろいろ協議をされて、不公平の取扱がないようにして貰うようにやつておるようでありまして、まだそれが片付かないでおるやうであります。時期を失する憂があると思ひますが、丁度大臣もお出でになつておるから、特定の人やどうも頑張つておつては、それじゃ困るので、一つ両方とも同じような取扱をするのが公平であり、炭カルと石灰についてはおの／＼意見を持つておるようでありまして、決して差別待遇をすべきものでないといふことはよく分つておると思ひますから、早速両方とも同じ取扱にするようにして貰いたいと思ふのですが、その点を……

○政府委員(藤田巖君) 石灰も炭カルと同じように扱うという問題でございますが、これについてはその後本委員會でもいろいろ問題になり、且つ専門家の会合も催し、現在各方面との打合せをやつておるわけでありまして、私共といたしましては従来炭カルの指導をやつておる経過があるわけでありまして、石灰につきましても、これを認めて行くという方向で研究をいたして

おります。至急に決定をいたしたいと思ひます。

○岡村文四郎君 局長もよくお考えになつておるやうであります。何れも引延ばしておるうちに、そのうちに國會を通つておる精神ではなくて、そういう話ですから、そうじゃないと思ひますから、とにかく一つ局長の言うやうに早急に解決して貰うようにお願いいたします。

○委員長(楠見義男君) 今の問題は大体私としては解決付いたと思つておつたのでありますが、その意味は、問題は価格なんだから、価格が安ければ勿論その差別待遇もしない。価格が高ければ、これはもう農民に高いものを強いるわけには行かないから、こういうことでの前農政局長からの御説明があつたのであります。

それから肥料取締法について、一応皆さんも事前に御勉強にはなつておりますけれども、尙参考資料で肥料取締關係法規新旧対照表というのがあります。が、こういうものを中心にして御説明して頂くと、尙審議を進めるのに早いと思ひますから、お願いいたします。

○政府委員(藤田巖君) それではこのお配りしてあります肥料取締關係法規新旧対照法、これを御覧頂きたいと考へます。今回提案いたしております肥料取締法案は、肥料取締法と、それから物調法に基く命令として出ております間接肥料販売制限規則、この二つのものを合致しまして、一本の法律案と

して出しておるわけでありませう。それで主な点についての差違を表に掲げておきますが、これを御説明申し上げますと、先ず肥料の定義、定義について変更がございませう。それは肥料取締法では植物の栄養に供用するものというところがございませう。これは窒素、燐酸、加里を対象にしておるわけでありませう。それから間接肥料販売制限規則では「植物の栽培のため土地に施用し、又は有機物の酵解促進に供用するもの」と書いてございませう。石灰、苦土、マンガン、硫酸、それから植物ホルモン、細菌肥料、こういうものが従来取締の対象になつておつたわけでありませうが、今回の肥料取締法案では、この定義を「植物の栄養に供し、土じょうに化学的变化をもたらすため土地にほどこされるもの」というふうにしたわけでありませう。従つてこの肥料取締法の対象のものは、これは当然でありませうが、間接肥料販売制限規則では「有機物の酵解促進に供用するもの」というのがございませうが、その点が今度は変わつてございませう。従つて「土じょうに化学的变化をもたらすため土地にほどこされるもの」ということに相成りました結果、従来の植物ホルモンでありませうとか、或いは細菌肥料でありませうとか、あるいは根瘤菌でありませうとか、そういうふうなものは今回は肥料取締法の対象外にした、又土地に施されなないものは、これも対象外にいたしております。それから次に、事業の資格要件でありませうが、肥料取締法では製造、輸入業は知事の免許、それから売買業は知事の免許、かように相成つております。それから間接肥料販売制限規則で

は、第一次の販売業は農林大臣の許可、それから第二次販売業は知事に届出、こういうふうに相成つておりますが、これは今回の法案では生産業につきまして、つまり製造業につきましては、化学肥料、それから微量要素及びその配合肥料、これは農林大臣の今度は登録、又は仮登録ということに相成ります。それから有機質肥料、石灰質肥料は、これは知事に登録するといふふうに、その種類によつて分けましたわけでありませう。尚、輸入業につきましては、これはやはり統一をして行く關係がございませうので、農林大臣の登録又は仮登録ということにしたわけでありませう。それから販売業につきましては、これは今回は全部知事に届出ということ、特別の許可は要らないというようにいたしましたわけでありませう。それからその次の資格の有効期限でございませうが、これは従来は許可又は免許制度であつたわけでありませう。今回は登録及び仮登録の制度に相成りました。登録は三年、仮登録は一年、こういうふうになりました。次に、今回は公定規格というものをほつきりさせた。従来は免許又は許可の制限条件にいたしまして、これを附しておつた程度でありませうが、今回は肥料取締法規に基きまして、有効成分の最小量、それから有害成分の最大量、こういうふうなもの等について農林大臣が規格を決定いたしました、これを公表するといふふうにいたしましたわけでありませう。それから保証書の規定、これは従来と大体その趣旨は変わつておりませうが、これは保証書の規定、これは肥料検査官の権限でありませうが、従来は臨検、収去、搜索、差押という

ように、肥料検査官は司法警察官吏の権限をも併せて行なつておつたわけでありませう。これが今回の改正によりまして、司法警察官吏の権限は、これは持てないといふことに相成りました。検査官は立入検査或いは収去をいたす。若しもこれが犯罪のために必要がありませうと、搜索、差押をいたす。求めやるといふことに相成りましたわけでありませう。それから行政処分は、大体従来免許の取消、営業の制限又は停止といふことがございませうが、今回は登録の取消、譲渡又は引渡の制限又は禁止、これに変わる條項が入つておるわけでありませう。それから聴聞、いわゆる公聴會制度でございませう。これは従来の法規にはございませうでしたが、今回は、今回はこれを他の法律の規定にも倣ひまして、登録又は仮登録の取消をいたします場合は、事前に聴聞會を行なう。それから又不登録、不許可、行政処分というふうな場合は、事後に公開にやうな聴聞を行ない、その意見を聞くといふふうな仕組みに相成つておるわけでありませう。それから適用の除外でありませうが、これは他の用途に供する場合、一応この取締法規の対象外にいたしております。例えば輸出にいたしますものでありませうとか、これは必ずしも国内の規格には合致しない、つまり他国の注文と申しますか、あちらの規格といふこともあるわけでありませうが、或いは又工業用に供するような場合、或いは飼料用に供するような場合といふふうないろいろございませうので、かような場合は、これは適用を除外するのであります。取締法規に

いたしたわけでありませう。それから罰則につきましては、これは最高の罰金が肥料取締法では二千元でございませう。それから間接肥料販売制限規則では、これは物調法関係の罰則がそのまゝ適用されておりますので、最高懲役十年、罰金十萬元であります。これを今回整理いたしまして、他の刑罰法規との均衡も考えまして、最高懲役三年、罰金十萬元といふふうなこの罰則の強化をいたしましたといふことでありませう。大体主な改正点といふのは、かような点であります。

それから尚もう一点、今回の法案の十九條といふのを御覧頂きたいと思ひますが、これが従来と若干趣きが異なつております。これは生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料に於いては、登録又は仮登録を受けており、且つ、保証書が附されておるものでなければ、これを譲り渡してはならない。つまり登録又は仮登録が済んでおつて、保証書が附いておらなければ譲渡してはならないといふふうな規定でございませうが、特にこれは關係方面からの御意向があつたわけでありませうが、登録又は仮登録に通らないものであつても、これを売つてはならないといふことは、これは何と申しますか、憲法上制限になつておる。これはほつきりさせて売るべきでないか、売らして然るべきでないかといふふうな御意見があつたわけでありませうが、その結果生産業者又は販売業者が、第六條の規定により登録又は仮登録の申請をした普通肥料であつて主成分の含有量が公定規格に達せず、又は公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質に達しないものについて、省令で定

める手続に従ひ、農林大臣の許可を受けた場合は、生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の規定にかかわらず、登録又は仮登録を受けていない普通肥料であつても、これを譲り渡すことができる。こういう規定が入つておるわけでありませう。但しこれはその次に三項がございまして「農林大臣は、前項の規定による許可の申請があつたときは、当該普通肥料が植物に有害である場合又は当該普通肥料の主成分の含有量が公定規格の半ばに達せず、若しくは公定規格の定がある類似する種類の肥料の品質の半ばに達しない場合を除いて、その申請の日から五十日以内に前項の規定による許可をしてはならない。」つまり公定規格の半分以上しか主成分が含んでいないようなものは、これは当然許可しなうてよろしい。それから植物に有害である場合は、これは当然許可しなうてよろしい。それ以外のものについては一応許可をいたしまして、その代りこれはその趣旨をはつきりさせる、ちゃんとすることをお記載をさせまして、売らせるといふふうなことが適當じやないかといふふうなことで、かようになつております。この点が従来と趣きが異なつておりますのであります。御参考までに申し上げます。

○委員長(楠見義男君) それじや公定規格の制定についての具体的な内容と言ひますか、例えば窒素肥料について、こういうふうなやつて行くのだといふようなことについて、肥料課長から説明を聴取いたします。

○説明員(大谷一太郎君) 参考資料の中に例示してあると存じますが、只今考へておりますものは、先ず肥料の種

別といたしましては、窒素質肥料で申上げますと、硫酸アンモニア、或いは副産硫酸アンモニア、硝酸アンモニア、塩化アンモニア等々、個別に掲示いたしまして、その含有成分の最低量を、例えば硫酸につきましてはアンモニア性窒素二〇・六％、硝酸につきましてはアンモニア性窒素一六％、硝酸性窒素一六％というように定めて参りたいと存じております。尚例えは硫酸につきましては、制限的な事項として遊離硫酸ポイント五％以下、硫酸化物一％以下、全硫素〇・五％以下というような制限事項を、個々に必要がありまします。ただ全体につきましては、まだ検討中のところがございますので、資料としてお配りできなかったわけでありますが、今申上げましたように、公定規格としては肥料の種別、それに含まれる主要成分の最低量、その外に必要な事項場合には制限的事項として、只今申上げましたようなものを附加して公定規格といたしたい、こう考えております。

○委員長(楠見義男君) それではどうぞ御質問をお願いします。

○岡村文四郎君 この肥料の仮登録をさせることになつてゐるようですが、期間が登録は三年、仮登録は一年、こういうふうになつておつて、仮登録したものは一年の間に肥料試験をやつて、それに適合するものは登録する、こういうことになつてゐるようですが、輸入肥料を主に考えておられるように思われる、仮登録をしなければならぬかという事は、私が考えるのは、それは価格によりますが、十分なものとして仮登録をして、買つたあと

の結果において、その価値がなかつたということになると、買つたものはそれに対する損害があらはせぬかということになると思ひますが、どういうものでしょうか。

○政府委員(藤田盛君) 従来は、かような仮登録と申しますか、仮の免許とか、許可とかという制度はなかつたのでございます。併しながら実問題にぶつかりますと、我々の立場では、これは必ずしも肥料としての効果があるかどうかよく分らない、まだその試験の成績もはつきりしておらないという場合に、併しながら一応申請者の側では、一応試験も済ませて、その結果も有効であるということが出て来ております場合に、必ずしもそれが役所の方の試験が済まないからとて、それをいつまでも延ばすことが果してよいかどうかというところに迷つておられるわけでありまします。従つてそういうようなものにつきまして、これは当然我々としては疑わしいというものであります。却下を直ちにいたすわけでありまします。一応この事項についても相当程度、業者の試験によつて信頼し得るというふうな場合には一応仮登録として販売を認めまして、そうして使わせて見て、試験場、検査所その他でもその後、結果も調べまして、そうして一年後において、これを本登録を認めるかどうかということを決定した方が、これは親切であり、又効果的ではないかというふうな考え方があらいたしまして、この制度を設けたのでありまして、やはり農家の方々におかれましても、仮登録の肥料はさうな性質のものであるということをよく理解いたしまして、使われる場合は注意して頂

くということにして、段々農家の今後の何と申しますか、注意を喚起してやつて行くことにいたしますれば、弊害は防げるし、その方が効果的でないかと考えております。

○岡村文四郎君 局長の今のお話のよう、農家がそこまで理解をされるようであるならば割合楽なんです、が、なか／＼そういうわけには行かぬと思ひます。私は実は仮登録という制度を一体設けることが、余り気に食わぬわけでありまします、と申しますことは、価格を公定価格のように決めて、そうして仮登録のものは何／＼安いということになつておる。それはいいかも知れぬが、そうでなければ、買ふ農家が局長の今のお話のように仮登録のものは十分なものだということを知つて買ふようであれば、これは議論もないわけ、実はなか／＼そこまでは行かぬことで、若し農家が知らなくとも、取扱う方、例えば協同組合が扱えば、そういうことくらいは気を付けると思ふのです。そうでない一般業者になると、むしろ仮登録というものは、非常に甘味のあるという時分には、割合に勧めはせぬかというのを考えるものですから、若しそれを買つて、前に申上げたように取消になるような肥料であつたとするならば、価格の点において百姓が損を蒙ることになりはせんかという事なんです。本来ならば今までのなかつたようですが、私は仮登録といふものは非常に気に食わぬ一施設といふものではないかというのを考えておる。それはそこまで行つておらぬことはよく承知だと思ふのですが、そういうわけで法律を決める者、又提案をする人が、そういう気持で、大事な肥料です

から、やることは軽率じゃないかという事。その次は、成分を検査した結果、規格の半分の成分に足らぬものは、他へ譲つちやならぬ、売買しちやいかぬ。こうなつておるようですが、これは価格の問題なんですけれども、何も価格さえ安ければ、それ程私は、これを造つておるものは投げる必要もないので、使わしていいと思ふ。といふことは、半分なら半分、三分の一分なら三分の一分かないといふことをはつきりしておつて、それを使うならば、場合によつては却つてそれを沢山使つた方がいいといふことも一体ありはせぬかといふことを考えておるのです。が、どういふものですか。それは絶対に売つちやならぬといふことになる、造つた人は困ると思ふのですが、そんな価格で売らるならば、それを売らせぬといふことも……前にはそういうことはあつちやいかぬといふこと、大分直したようになっておるが、後じゃ売つちやいかぬといふこと、それからそれは肥料といふものの施肥の關係から言つて、それは使つてならぬとか、売つてならぬとかいふことには、少し行過ぎじやないか、こう思ふのです、どうでしょう。

○政府委員(藤田盛君) 仮登録の問題は主として新しい肥料、新肥料についてそういう問題が起つて来ると思ひます。まだ農林省では何らそれについての肥料も試験しておらない。併し業者の方は非常にこれを効くといふことを言つて申請して来られた場合に、どうするかという問題です。農林省の検査所に対する陣容その他が完備しておらずして、早速にもやれるならば、迷惑もかけずに、てきばきと処理ができ

ると思ひますけれども、陣容も非常に不足でございますので、徒らにそれを持たせるといふこともどうかというやうな考え方もありますので、やはり仮登録の制度というものを認めて行くことが適當ではないかというふうな思つたのです。それから価格につきましては、仮に登録又は仮登録で受付けてございませんでも、受付けることのできない肥料でありましても、つまり保証成分が足りないというやうな場合には、併し場合によりましますと、それは倍使えば同じ程度の肥効があるわけで、それから値段が安ければ農家として或いはそれは買ふかも知れない、こういうこともあるわけでございます。だから必ずしもそれを抑えるということも如何なものかというやうな意見に基づいて、今回のようにいたしましたのであります。従つて一応決めておりますところの公定規格の半分以上、例えは窒素成分が二〇％といたしますれば、一〇％以上仮にあるやうな場合には、半分以上に達してゐるやうなものである。併し余りに少いものにつきましては、これは許可を認める。それを認める。併し余りに少いものにつきましては、やはりこれは農家の方もその点の判断が非常にむずかしいわけでありましますから、農家に対して迷惑がかつてもいかにわけでありましますから、余りに少量の成分量しかないものについては、これを認めないというようにいたしまして、大体半分といふところで線を引いてやつたわけでありまします。従つてかような建前になります以上、おのずから価格等についても、それに合せたやうな措置を講じて行くことは当然であります。自由なものについては、当然そういうふうな経済的の値開きが

出ておりますし、それから統制しておるものについては、さような考慮を今後価格を決める折には考へて行かなければならぬというように思つております。

○岡村文四郎君 先ず第一、根本なんです、肥料の価格は当分政府の方でお決めになるお考ですが、又これは段階自由の建前に進んで行くと思つてですが、どういふお考ですか。

○政府委員(藤田巖君) 我々の建前といたしましては、肥料価格も相当高くなつております。従つて価格自体を、今後需給の關係を調整がとれて参りますれば、価格自体もむしろこれは外して行くべきだといふふうに思つております。ただ現在は補助金等の關係もございまして、その点の考慮は必要かと思つております。我々の氣持はできるだけ早く価格自体についても、むしろ外して行つた方がよいと思つております。

○委員長(楠見義男君) 今岡村さんの御質問の後の品質の半分とか、規格の半分という点、十九條、これはこういう場合を除いては必ず許可をしなければならぬ、こうあるのだが、品質半ばに達しない場合は許可してはいけないといふことは、これから逆に出来るわけなんですか。

○政府委員(藤田巖君) 必ずしもそうは出て来ないと思ひますけれども、我々の氣持としては、これに達しないものは許可しないといふことで行きたいと思ひます。

○岡村文四郎君 どうもちよつと腑に落ちない点があるのですが、これからこういうものを製造したいが如何でしようかというて持つて来られたものに

ついでに分析の結果が、規格の半分に足らぬものは、それはそれでよいと思ふ。ところが、相當に造つておるものならば、成分は規格の半分以上でも客土をするつもりならばちつとも差支ないので、若し造つておるものならば、その需要によつては譲ることを許して行つたつていいんじやないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(藤田巖君) これは五項といふのをちよつと御覽頂くと、その一つの場合が書いてあるわけでありまして、「天災地変により肥料が登録証又は仮登録証に記載された規格を下廻つた場合及び省令で定めるやむを得ない事由が発生した場合において、命令の定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、生産業者、輸入業者又は販売業者は、第一項の規定にかかわらず、普通肥料を譲り渡すことができる。」、何か化学肥料で機械設備に故障があつたとか、何か事故がありまして、このいわけの公定規格を下廻つたというやうな場合には、現実には物ができてしまつたわけでありまして、例えば硫酸について二〇・六％、こういうふうなものを決めておりましたも、何か設備の關係その他で一八％というものができて来た、こういうふうなときには、それだけではどうしても売れないといふことも、無駄にするといふことも考へるのでありますからして、さやうな場合には、その事情が分りますれば、これは価格その他の点についていろいろ考へるとか、措置を講じまして、許可をいたしまして、それは売ることができるといふふうにいたしておるわけでありまして。

○委員長(楠見義男君) 二点だけ伺ひますが、一つは販売業者の届出ですが、その他のいろいろ制限があるのですが、農業協同組合は販売業者として取扱われるのですか、その点一つ。もう一つは、特殊肥料について、製造業者その他のいろいろ制限があるのですが、例えば魚肥のように、魚が腐つたから肥料にする、それまでは食用にするつもりであつたのだが、肥料にするといふやうな、そのときの状態によつて変る場合があるのですが、こういう場合の取扱は、これは特に二十三條と関連しての問題なんです、それから前の販売業者の關係は十八條の關係なんです、この二つを御説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 協同組合も販売をいたす場合は、これは販売業者として取扱つております。それから魚肥等のごときは、第二條の二項に「この法律において「特殊肥料」とは、農林大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい」と書いてございまして、只今お話のございました魚肥のごときも、その他の肥料として指定をするつもりであります。従つていわけゆる特殊肥料といふやうな取扱になります。従つてそれについては普通肥料と特殊肥料とは條文を変えておりまして、例えば公定規格であるとか、いろいろの面倒なことは全部除外されております。

○委員長(楠見義男君) いや、僕の聞くのは、食用にするつもりだつたけれども、腐つて肥料にするという場合には、予め肥料にするつもりで製造したのじやないのだから、二十二條、二十三条の關係なんですけれども、その場合には販売業者だけが届出するか、生産業者の届出は要らないのか、そのことなんです。

○政府委員(藤田巖君) これは対象にいたしておるものが、いわゆる業でありますから、従つて魚肥でも、やはり魚を買つて来て、魚肥として継続的にやつておるといふやうなものについては、勿論対象になります、誰かたま／＼営業でなく食べるつもりで、魚屋さんなら魚屋さんが買つて来たが、腐つて食べられないから売る。たま／＼そういうやうな特別一時的な事態が発生するといふやうなものについては、格別この肥料取締法で製造業者とか、輸入業者とか、販売業者といふやうなものとは見なくていいんじやないかと思ひます。

○委員長(楠見義男君) 具体的に言つておるのがありますね。そういう場合には、魚市場のものは生産業者じやないから届出ないでいい、そういうやうに腐つたものを常に肥料に廻す人間だけが二十三条の販売業者として届出を要する、こういうことですか。

○政府委員(藤田巖君) さやうであります。

○岡村文四郎君 普通肥料に二種あるのですが、公定規格のない普通肥料といふのは何と何ですか。

○委員長(楠見義男君) 肥料課長から御説明させます。

○説明員(大谷一太郎君) 普通肥料には原則として公定規格を設けると書いてありますが、今一般に認められておる植物の栄養素以外のものが現われることも予想されます。主として新らしい習慣を想定しております。そうして

その際に、先程御質問がありました仮登録を行い、従つて仮登録は公定規格がない、こういうことになります。

○藤田巖君 第一條によつて見ますと、公正なる取引を確保するといふこと、公正な取引を確保するものが本取締法の目的であつて、農業生産力の維持増進といふことは従たるようにこの法律では読まれるのであり、農業者が、私から申上げるという、農業生産力の維持増進のために肥料の取引を確保すると、こういうことになつて来なければいけない、こう考へるが、この關係を一つ御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) これは農業生産力の維持増進に寄與する、これがつまり最終の目的と私共考へております。

○羽生三七君 輸入肥料については、輸入業者が勿論責任を負ふことになると思つておりますが、今の管理下においては、やはりその業者自体が責任を負ふことになるのですか。何か特別の処置ができるのですか。その辺どうですか。

○政府委員(藤田巖君) 現在では、御承知の通り肥料公団というものがございまして、輸入いたします加里肥料とか、硝安とかは全部この公団で買つております。

○羽生三七君 その場合は責任はどういうことになるのです。公団自体の責任になるのですか。

○政府委員(藤田巖君) 責任は公団が持つことになつて思ひます。

○羽生三七君 自由になつた場合も同様に、今の公団が業者になつた場合は、業者自体の責任でそれを持つわけですか。

審議の際、衆議院の農林委員会でも意見がいろいろあつたわけでありましたが、我々の現在の予定といたしましては、肥料公団は七月末を以て、春肥の完了後これを終えたいと考えております。併しながら肥料のごとき農業用の生産資材として重要なものについては、これを單に自由に放任するということは、これはやはり問題があるのであります。工場生産品であり、各月ごとに生産はできる。而も農家の施肥する時期は年に二回であります。その間その需給の時期的な、或いは地域的な調整をとるところの機構というものが、公団がなくなりました後もやはり必要であらうと思つております。従つて現在衆議院の議員提出法案といたしまして、肥料の需給調整法でありますとか、或いはこれに伴う特別会計法というものが、現在関係方面の方に承認を得るために提出いたしておりますが、私共といたしましても、かような

○政府委員(藤田巖男君) 御本知の通り農業手形は共済保険金額というもののを一応見合にして出しております。従つて共済保険、災害補償法による共済制度がございますわけでありますからして、たとえ天災がございまして、

状況を伺つて見るといふと、今私が申上げた台風のために、災害補償の金では足りずして、現在或る程度未決済になつてゐるものがあるのじやなからうかと思ふのであります。こういうふうなものに対しては何か特殊の手続きをして頂かなくちやできないのじやなからうかと、こう考えるのであります。又農業手形の關係については、予算委員会でも申上げたのであります、九州、中国、四国というところでは、御承知の通り十二月末では供出が完了しないのであります。完了しないのに農業手形の期間は十二月だということだつたならば肥料代金の決済がで

形全般については官房の方でやつておりますわけですが、我々といったしましても、農業手形のうち大部分が、肥料代金相当部分が、半分以上だつたと思いますが、肥料代金になつております。非常に重要な部分を占めておりますので、これは公団機構の改編に伴ひまして、金融の対策として農業手形をもつと……何と申しますか、有効適切に利用し得る方法を現在研究をいたしております。それで只今御指摘の点についても、私共も御尤もな事情であると考えておりますので、今度農業手形を、肥料代金についての農業手形制度を具体的に実施する場合は、今お話のありましたような点も実現するように努力して参りたいと今折衝いたしております。

○政府委員(藤田綱敏君) あれは、この災害の起りましたときの共済金額につきましては、これは本来やはり所得と見るべきものであるという觀念であります。それで但し必要な経費はこれを見合ひにして十分計上いたして置くわけであるからして、その所得と見合つた必要経費を操作いたしましたで、大体において災害についてはかからないような建前で、大蔵省方面でも考究をされ、通牒が出ておるわけであります。併し尙その点について各税務署の実際の扱い方について相当いろ／＼

律でない点もあると思います。場所に
よりますと、共済金額と見合にしたた
必要経費として、実質にかからないよ
うに措置いたしておるところもあるわ
けであります。我々としたしまして
も、その点について尙はつきりして頂

本委員会等でも、委員長に要望するの
ですが、できれば大蔵省等とも一つこ
の委員会等ではつきりして頂きたいと、
こう思いますが、希望を申し上げます。
○委員長(橋見義男君) 承知しまし
た。

ように、本登録に移すべき間の仮の期間であります。できるだけ早くそれは結論を出して処理することが適當でありますために、一年と、そういうふう

に短くしたのであります。それから最後の点についてちよつと御質問の趣旨

となるか、梅聞かせ願いたいと思ひます。
 ○説明員(大谷一太郎君) 魚粕の点は非常にわずかしいのでありますが、従来通りと申しますか、今度の新しい農産物規格検査法が成立いたします。

を一年間仮登録にしてやらせようというのですから、それならば当然農業保護上、農家のための保護上とするならば、はつきりしないものならば、これは抑圧して売らせない。はつきりするまで抑圧して売らせないというのが農

10

○政府委員(藤田巖君) 大体において

○羽生三七君 別に肥料検査所に附属した農場というものを作るのはなく、県なり国に委託をするわけですね。

○政府委員(藤田巖君) 仮登録をいたしました肥料を我々の方で審査をいたします場合には、肥料検査所においてやうして行くという考え方でおりますわけでありまして、従つて先程の点は訂正いたします。

○羽生三七君 肥料試験所で栽培試験をやるのですが、私の言うのは成分の試験ではなく栽培試験の場合です。

○説明員(大谷一太郎君) 肥料検査所は各地の肥料検査所で栽培試験をする施設を持つておりませんけれども、東京の肥料検査所で栽培試験を行う予定にしております。只今の圃場試験は農事試験場等を借りておりますけれども、肥料検査所で圃場肥効試験まで行なつております。附加えて申しますと、仮登録の申請をする場合の申請者が付けて来る試験の成績は、成るべく公的な機関のものを要求いたしますけれども、必ずしも国又は地方公共団体の試験場における成績でなくてもよろしい、こう考えております。

○羽生三七君 それ以外の場合ですと、プライベートにどこかの農家の証明でもあれば、それでいいということになりますか。

○説明員(大谷一太郎君) それは客観的に見て信用がおけると考えられる研究所乃至は試験所の成績と、こう考えておりますが、それは施行規則等で規定したいと考えております。

○山崎恒君 十九條の第二項の規格外肥料の制度を設ける事由は……どういうわけでの規格外の肥料の制度を設けるかというところを一つお聞かせ願いたいと思ひます。それと関連して、規格外肥料は農家では肥料の選択を誤る虞れがある、非常に危険が多いので、保証票に規格外と記入するばかりでなく、肥料の名称にも規格別なることを明瞭に表示を行わせたらどうかというふうなことで、そうしたことによつて農家を十分に指導すべきである、こう思ひけれども、これはどうかという点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) この点は率直に申上げますと、非常に疑問があつた点でありまして、私共の当初の考えは、本登録又は仮登録、いずれにしても登録をしたもの以外は売らせないと、いふふうな、従来のような考え方で行くようなことで考えておつたんです。ところが一方別に憲法上、一応できておる製品を、それが仮に仮登録ができなものであつても販売を禁止するといふことは、そういうことは憲法上違反ではないかといふふうな有力な意見が出て来たわけでありまして、先程もお話のございましたように、たとえ成分量が足りなくても、はつきりそれを表わす、表示をする、それから規格外肥料であることも明示をし、農林省は何故これを規格外肥料にしたかといふようなことをはつきりすれば、あとは農家がそれをよく認めて、そのつもりになつて買えばいいじゃないか、買ふ買わぬについては農家の自由意思に任せることが穏当である。政府が徒らに一定のものを以外は売らせないといふことは憲法上おかしいという意見が出ました結果、いろいろ交渉をいたしました結果、最終的には、それではこの主成分の含有量が公定価格の半分だ。又はそれに類したような場合は、これは認めなくてもいい。半分以上の場合は認めなくてもいい。併し半分以上はやはり許可をして、その趣旨を明かにして売らせるという方がいいじゃないかといふことで、かような案に落着いたこと、こゝろわけでありまして。

○委員長(橋見義男君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(橋見義男君) 速記を始めて下さい。それは本日は、この程度にいたしまして、あとで打合会の形式で、地方税法案に関する修正意見について御協議を申上げることになります。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 橋見 義男君
理事 羽生 三七君
石川 準吉君
藤野 繁雄君
委員 門田 定蔵君
深水 六郎君
柴田 政次君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君
国務大臣 森 幸太郎君
農林大臣 藤田 巖君
農林事務官 (農政局長)

は憲法上おかしいという意見が出ました結果、いろいろ交渉をいたしました結果、最終的には、それではこの主成分の含有量が公定価格の半分だ。又はそれに類したような場合は、これは認めなくてもいい。半分以上の場合は認めなくてもいい。併し半分以上はやはり許可をして、その趣旨を明かにして売らせるという方がいいじゃないかといふことで、かような案に落着いたこと、こゝろわけでありまして。

○委員長(橋見義男君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(橋見義男君) 速記を始めて下さい。それは本日は、この程度にいたしまして、あとで打合会の形式で、地方税法案に関する修正意見について御協議を申上げることになります。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 橋見 義男君
理事 羽生 三七君
石川 準吉君
藤野 繁雄君
委員 門田 定蔵君
深水 六郎君
柴田 政次君
加賀 操君
山崎 恒君
岡村文四郎君
国務大臣 森 幸太郎君
農林大臣 藤田 巖君
農林事務官 (農政局長)

説明員 農林事務官 大谷一太郎君 (農政局肥料課長)

四月十四日本委員会に左の事件を付託された。
一、農業会財産譲渡資金特別融資に関する請願(第一八二一三三號)
一、農業協同組合事業費特別融資に関する請願(第一八一四四號)
一、食糧配給公団廃止に関する請願(第一八一七七號)
一、農産物価格に関する請願(第一八一八一九號)
一、報奨物資制度改善に関する請願(第一八一二〇號)
一、食糧供出制度改善に関する請願(第一八一三三號)
一、岩手県山王海ダム工事完成に伴う開墾予算配分の請願(第一八三〇號)
一、裸供出農家の飯米還元に関する請願(第一八二三四號)
一、飯米の還元配給に関する請願(第一八三三五號)
一、さつまいも沖繩百号格上げに関する請願(第一八三六六號)
一、獣害防除に関する請願(第一八三八八號)
一、農家の米食率引上げに関する請願(第一八三九九號)
一、国有牧野開放に関する請願(第一八四四五號)
一、裸供出農家の飯米還元等に関する請願(第一八四七七號)
一、静岡県江間村用水水源天野せき補強工事に関する請願(第一八七四四號)
一、栃木県震災山林復旧等に関する請願(第一九二二二號)
一、パンの品質改善等に関する請願

(第一九二二三號)
一、藪ならびに生糸価格安定制度設定等の陳情(第三〇六號)
一、農業水利改良事業を土地改良事業に切替の陳情(第三〇八號)
一、未墾地買収後開墾不適地の旧所有者に還元等の陳情(第三一九九號)

第一八一三三號
昭和二十五年三月二十九日受理
農業会財産譲渡資金特別融資に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導連内 黒田新一郎
紹介議員 島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君 米倉 龍也君

都道府県農業会および全国農業会の清算終了に伴う最終処理としてその資産を都道府県、全国農業協同組合連合会に譲渡しなければならぬが、現在のところ連合会は設立後日が浅いので借入金によつて運転している実情であるから、このために必要な五十億円の資金を農林中央金庫を通じ融資せられたいとの請願。

第一八一四四號
昭和二十五年三月二十九日受理
農業協同組合事業費特別融資に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル内全国指導連内 黒田新一郎
紹介議員 島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君 米倉 龍也君

農業協同組合は設立以来三年を経過したが、経済界の変動に伴う事業の

困難性が加重されたため、信用、購買はもと論販売事業の販売金未収の激増と集荷資金の枯渇によつて、その存立が危険に陥つてゐるから、農業協同組合の事業資金を低利かつ長期に融資せられたいとの請願。

第一八七号

昭和二十五年三月二十九日受理
食糧配給公団廃止に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導

紹介議員

連内 黒田新一郎
島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君
米倉 龍也君

第一八二〇号

昭和二十五年三月二十九日受理
報奨物資制度改善に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導

紹介議員

連内 黒田新一郎
島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君
米倉 龍也君

食糧配給公団関係者は、近く予定されてゐる廃止を控え、極めて巧妙に温存策を講じ、実質的には現機構の拡大強化を図つてゐると伝えられてゐるから、(一)四月一日以降の経過的措置として委託小売販売制度を行う場合は、都道府県知事に指定させること、(二)この指定に当つては農業協同組合および生活協同組合を優先的に取扱ふこと、(三)小売段階の設定は、消費者の自由登録によつて業者を指定することができるようにする等の実現を図られたいとの請願。

第一八一九号

昭和二十五年三月二十九日受理
農産物価格に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西三ノ一菊正ビル全国指導

紹介議員

連内 黒田新一郎
島村 軍次君 山崎 恒君 岡村文四郎君
米倉 龍也君

輸入食糧の増大により、今年度の食糧事情は急転し、わが国農業は転機に立至つてゐるから、農業経済の破綻を救ふため、(一)農産物の輸入を最少限度に止め、国内生産増強の途を講ずること、(二)農産物の生産コストを低下する具体的措置を講ずること、(三)農協代表を含む農産物価格政策委員会を設置し、供出外農産物全股に支持価格制を実施すること等を実現せられたいとの請願。

最近における内外情勢の急変に伴う国内食糧事情の好転は、わが国農家は経済を圧迫したため、農家の困窮は表面化してゐるから、生産農民保護の見地より、(一)保有米確保を完全に実行すること、(二)麦、かんしよ等の單作農家の米との交換を実施すること、(三)天降り割当を排除すること、(四)ボツダム政令実施後も補正割当超過分をその価格の二倍以上で買上げること等供出制度改善の処置を採られたいとの請願。

第一八三〇号

昭和二十五年三月三十日受理
岩手県山王海ダム工事完成に伴う開墾予算配分の請願
請願者 岩手県紫波郡志和村長 阿部長蔵外一名

紹介議員

岩手県下の山王海ダム工事は、すでに全工事行程の七割を完成し工事施設も昭和二十五年年度完成を目指して完備されておゐる、農事水利改良事業においては、分担すべき全予算額の支出が認められたが、開墾事業における予算の配分は少額に過ぎるため、いままでの工事促進の努力は水泡に帰することとなりその損失は甚大であるから、本工事が昭和二十五年年度に完成するよう開墾予算を配分せられたいとの請願。

第一八三四号

昭和二十五年三月三十日受理
裸供出農家の飯米還元に関する請願
請願者 長崎県議會議長 岡本

長崎県下の昭和二十四年度産米は数にわたる災害のため予想外の減収であつたにもかかわらず農家は飯米を圧縮して供出を完遂した。しかるに飯米圧縮による農家の食糧は、再生産に支障をきたす程度に至つており、一方消費者価格による還元は、農家負担をいよいよ過重にしてゐるから、農村経済の安定および治安維持の見地より裸供出農家の飯米還元については、生産者価格に最も近い価格を適用せられたいとの請願。

第一八三五号

昭和二十五年三月三十日受理
飯米の還元配給に関する請願
請願者 長崎県北高来郡森山村 田尻名 眞崎今一郎外一名

紹介議員

長崎県下の昭和二十四年度産米は、風水害、いもち病、うんか等の重なる悪条件のため、かつてない不作となり、平年の保有量三十二万石に対し、本年度の保有量はわずかに十八万石、しかもその大部分が等外品であつた。従つて大多数の農家は、明日の食糧を憂慮する実情に至つてゐるから、(一)保有に食込んだ供出量を還元配給すること、(二)還元価格は生産者価格とすること等の処置を採られたいとの請願。

第一八三六号

昭和二十五年三月三十日受理
さつまいも沖繩百号格上げに関する請願
請願者 長崎県北高来郡森山村 田尻名 眞崎今一郎外一名

長崎県甘しよ作農民の沖繩百号に対する愛着は、その水産高、貯蔵力と裁裁の容易な点などから他の一、二等優良品に劣らない状況であり、これがでん粉、切干歩合等一、二等品に優るとも劣らないものであるから、本年度甘しよの政府買上げ対象品種より除外されることにより生産農家の受ける経済的打撃を充分考慮されて沖繩百号の二等格上げを実施せられたいとの請願。

第一八三八号

昭和二十五年三月三十日受理
獣害防除に関する請願
請願者 長崎県北高来郡森山村 田尻名 眞崎今一郎外一名

紹介議員

長崎県は地勢がわしく平地が少いため耕地の大部分が山間部にあるが、最近野猪その他の獣害がいちじるしく、農作物は減収の一途にあり、このままでは供出はもち論農家の食糧にも支障をきたし、生産意欲を低下させるから、農作物に被害を與える獣類の捕獲に特例を設け、部落農業団体長等を責任者として狩猟免許証を下附されるときに之に伴う狩猟税を免除せられたいとの請願。

第一八三九号

昭和二十五年三月三十日受理
農家の米食率引上げに関する請願
請願者 長崎県北高来郡森山村 田尻名 眞崎今一郎外一名

紹介議員 藤野 繁雄君

長崎県における農業経営は、畑作経営を主とし、経営規模も小さいため、いも類を主食としているが、最近食糧事情が緩和され、消費者さへ毎月十五日程度の米食が保証されているにもかかわらず、農業経営によつて生活する農民が消費者以下の米食率であることは不合理であるから、農民の生産意欲向上、生産増強の見地より、農民の米食率を一般消費者以上とせられたいとの請願。

第一八四号

昭和二十五年三月三十日受理
国有牧野開放に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡豊間根村長 豊間根與左工門 外五名

紹介議員 川村 松助君 千田 正君

岩手県下閉伊郡は、県内でも屈指の山林地帯で推定二十六万三千町歩の山林を保有し、この内国有林は四十パーセントを占めている関係で、農業経営の主要部分は山林に依存している状態である。従つて自然的立地条件から漸次酪農主畜農業に移行し、目下着々成果を挙げているが、前記の如く国有林にわざわいされて本農業の基礎である牧野、採草地に制限を受け、いちじるしくその発展を阻害されている現状であるから、このあい路打開のため国有牧野の解放を図られたいとの請願。

第一八七号

昭和二十五年三月三十日受理
裸供出農家の飯米還元等に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 日高 彌一

紹介議員 水久保基作君 竹下 豊次君

宮崎県では、昭和二十四年のデラ台風以後四回に亘る台風禍によつて夏作物に大被害を受けたため、農村経済は極度にひつ迫し憂慮すべき状態にある。ことに米穀の供出については、相当量の補正減額または免責の措置も講ぜられたが、農村に與えた打撃は大きくこのまま放置すれば重大なる社会問題を生ず虞があるから、これが打撃策として一般農家に對する配給わくの増大と併せて実情に即した特別還元米の価格と配給基準量の増量について適正なる措置を講ぜられたいとの請願。

第一八七号

昭和二十五年三月三十一日受理
静岡江間村用水水源天野せき補強工事に関する請願

請願者 静岡県田方郡江間村長 佐々木秀哉

紹介議員 平岡 市三君

静岡県江間村用水水源天野せきは狩野川改修工事の進捗よくに伴いまさに決潰崩流の重大危機にひんしているから、すみやかに国庫負担によりこれが維持確保に必要な補強工作を実施せられたいとの請願。

第一九二号

昭和二十五年四月三日受理
栃木県震災山林復旧等に関する請願

請願者 栃木県議會議長 高際 徳治外五十名

紹介議員 大島 定吉君

中心として二箇町八箇村を襲つた大地震によつて住宅その他の施設はじん大な損害を受けた。ことに震源地が山岳地帯であつたため、山林関係の被害が予想以上に多く中でも林地の崩壊、材木の埋没、林道の欠壊等惨憺たる状況である。これを放置すると大被害の原因となり、河川流域に及ぼす災害は地震以上に虞るべきことが予想され、道の破壊は林産物の搬出を阻害し山村民の生計を脅かしている現状であるから、荒廢林地復旧工事を促進せられ併せて造費の全額国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第一九二号

昭和二十五年四月四日受理
パンの品質改善等に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町二ノ五 東京都パン連盟工事協同組合理事長 高世勇司外四名

紹介議員 島村 軍次君 藤野 繁雄君

パンはすでに国民の主食として極めて重要な地位を占め、今後ますますその重要性を加えるものと考えられる。しかしパンを国民生活に密着せしめ真に愛用されるようにすることは極めて重要なことであるから、(一)品質の改善、(二)価格の是正、(三)企業体の確立、(四)配給機構の整備、等のすみやかな実現を図られたいとの請願。

第三〇六号

昭和二十五年三月三十日受理
藪ならびに生糸価格安定制度設定等の陳情

陳情者 東京都台東区中根岸町五一 全国蚕業会内小 金澤喜與治

繭糸の統制撤廃後の繭ならびに生糸の価格は、極めて不安定な状態であり、他の農産物に比しても、著しく安価であるので、農家は安んじて養蚕を行ない得ない有様であるから、早急に繭ならびに生糸価格の安定を図るとともに、養蚕業に對する課税の適正化を図られたいとの陳情。

第三〇八号

昭和二十五年三月三十日受理
農業水利改良事業を土地改良事業に切替の陳情

陳情者 岩手県紫波郡志和村長 阿部長藏外一名

今回土地改良法の公布を見たが、この法だけによる国営農業水利改良事業の遂行は困難であるから、未完成の状態にある現在の工事と地元負担金の起債に對する融資の困難を打開するため、現行国営農業水利改良事業を土地改良法による土地改良事業に切り替えられたいとの陳情。

第三二九号

昭和二十五年四月一日受理
未墾地買収決済開墾不適地の旧所有者に還元等の陳情

陳情者 鹿兒島県議會議内 阿野 徳吉外十八名

今日まで実施された未墾地買収には、実情に副わない遺憾な点が多く、その結果山林所有者に不安の念を與え、濫伐の悪弊を助長し、加うるに戦時中の濫伐と相まつて、治山治水、国土保安上憂心に堪えないものがあるから、この際未墾地買収

に再検討を加え、不適地は、旧所有者に還元せられたい。なお森林組合の強化、国有林の一部民間拂下げについても必要な処置を採られたいとの陳情。

- 四月十五日日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、造林臨時措置法案(予備審査のための付託は四月八日)
- 一、農業協同組合法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十三日)
- 一、家畜改良増殖法案(予備審査のための付託は三月三十一日)
- 一、肥料取締法案(予備審査のための付託は四月四日)

昭和二十五年五月四日印刷

昭和二十五年五月六日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所